

准教授から上級准教授への学内昇任規程

	(平成19年10月 5日規程第 3号)
改正	平成20年 9月25日規程第42号
改正	平成22年 5月26日規程第14号
改正	平成26年11月 1日規程第11号
改正	平成27年 4月 1日規程第27号
改正	平成29年 2月22日規程第30号
改正	2020年 5月27日規程第 2号
改正	2020年 8月19日規程第 8号

(趣旨)

第1条 上級准教授（会津大学における教員の職に関する規程に定めた上級准教授の職にある者をいう。）は、原則として一般公募制度に基づき採用するものであるが、その例外として、在籍している准教授のうち上級准教授に相当する教育・研究業績を有する者を上級准教授へ昇任させる場合は、この規程の定めるところによる。

(学内昇任の実施)

第2条 理事長は、准教授から上級准教授への学内昇任を行う必要があると判断した場合は、昇任予定者数、申請手続き、申請期限及び昇任予定時期等を学内に周知するものとする。

(申請の対象者及び手続き)

第3条 上級准教授への学内昇任の申請ができる者は、前条に定める申請期限において、会津大学教員のテニユア・トラック制に関する規程に定めるテニユアを獲得している准教授とする。ただし、コンピュータ・サイエンス部門、コンピュータ工学部門及び情報システム学部門に所属する者を除く。

2 上級准教授への学内昇任を希望する者は、前条に定める申請期限までに、別に定める様式により昇任申請書類（以下「申請書類」という。）を理事長へ提出しなければならない。

(昇任評価委員会の設置)

第4条 理事長は、前条の申請書類を提出した者（以下「申請者」という。）があった場合、昇任評価を行わせる機関として、部局長会議に諮り、その都度昇任評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置するものとする。

2 評価委員会は、理事長が別に定める基準（以下「学内昇任基準」という。）に基づき、申請者について、得点方法による評価を行う。

(評価委員会の組織及び運営)

第5条 評価委員会は、教授5名の委員で組織する。

2 評価委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

3 委員長は、評価委員会を招集しその議長となる。

4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席がなければ開くことができない。

5 評価については、出席委員の3分の2以上の同意を必要とする。

(評価及び選考)

第6条 評価委員会は、学内昇任基準に基づく評価を行った場合は、その結果を理事長へ報告するものとする。

2 理事長は、前項の評価結果の報告があったときは、上級准教授としての適性、人格、識見等を総合的に勘案し、第2条に定める予定者数の範囲内で昇任予定者を決定し、申

請者全員の評価結果を添えて、部局長会議へ昇任者の選考について審議を求めるものとする。

3 理事長は、部局長会議の議決を経て、昇任者の決定を行う。

4 前項の議決は、出席構成員の5分の3以上の同意を要するものとする。

(選考結果通知)

第7条 理事長は、申請者に対し速やかに昇任審査の結果を通知する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年10月5日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年9月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年5月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2020年5月27日から施行する。

附 則

この規程は、2020年8月19日から施行する。